



第 2 期大阪府食の安全安心推進計画の変更箇所について (案)

1 取組内容に係る修正

該当ページ	第 3 章 食の安全安心の確保に関する施策 4 事業者の自主的な取組促進 (2) 事業者の自主衛生管理の推進	
	変更前	変更後
P.47	<p>④大阪エコ農産物認証制度の推進 (農政室)</p> <p>安心できる農産物を求める府民の声に応え、環境にやさしい農業に取り組む農業者を支援するため、「大阪エコ農産物認証制度」を推進します。</p> <p>この制度は、農薬の使用回数、化学肥料(チッソ・リン酸)の使用量が府内の標準的な使用回数・量の半分以下になるよう府が基準を設定し、基準以下で栽培される農産物を大阪エコ農産物として府が認証するものです。認証された農産物は、認証マークを表示して販売されます。</p>	<p>④大阪エコ農産物認証制度の推進 (農政室)</p> <p>安心できる農産物を求める府民の声に応え、環境にやさしい農業に取り組む農業者を支援するため、「大阪エコ農産物認証制度」を推進します。</p> <p>この制度は、農薬の使用回数、化学肥料(チッソ)の使用量が府内の標準的な使用回数・量の半分以下になるよう府が基準を設定し、基準以下で栽培される農産物を大阪エコ農産物として府が認証するものです。<u>平成 29 年度の出荷からは「農薬・化学肥料(チッソ)を全く使用しないで栽培した「不使用」の認証区分を新たに設けました。</u>認証された農産物は、認証マークを表示して販売されます。</p>
	<p>認証マーク</p> 	<p>認証マーク</p> 

2 組織の変更に係る修正

○表示行政関連

該当ページ	第 2 章 推進計画改定の基本的な考え方 3 計画の基本的事項 (4) 食の安全安心の確保に関する施策 (第 3 章) の体系図	
	変更前	変更後
P.13	<p>1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保</p> <p>(3) 表示の適正化の推進</p> <p>⑮食品表示法に基づく販売施設への合同立入監視指導</p>	<p>1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保</p> <p>(3) 表示の適正化の推進</p> <p>⑮食品表示法に基づく販売施設への合同立入監視指導 <u>【H28.4.1 削除】</u></p>
該当ページ	第 3 章 食の安全安心の確保に関する施策 1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保 (2) 食品等の試験検査	
	変更前	変更後
P.24	<p>⑬米の DNA 品種判別検査の実施 (<u>流通対策室</u>)</p>	<p>⑬米の DNA 品種判別検査の実施 (<u>食の安全推進課</u>)</p>

該当 ページ	第3章 食の安全安心の確保に関する施策 1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保 (3) 表示の適正化の推進	
	変更前	変更後
P.28	⑮食品表示法に基づく販売施設への合同立入監視指導（食の安全推進課・流通対策室） <u>食品等の表示が適正に実施されるよう、食品表示法担当部局が合同で量販店等に対して食品の表示について、立入指導を行います。</u>	⑮食品表示法に基づく販売施設への合同立入監視指導（食の安全推進課・流通対策室） <u>【平成28年4月削除】</u> <u>（平成27年4月に食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を一元化した食品表示法が施行されたことに伴い、平成28年4月に食品表示法に係る業務を食の安全推進課に集約し、⑭（ア）の取組に盛り込みました。）</u>

該当 ページ	第4章 各施策の取組体制 2 国や地方自治体との連携 表示行政関連	
	変更前	変更後
P.51	構成員 ・近畿農政局 <u>大阪支局</u>	構成員 ・近畿農政局

○公衆衛生研究所関連

該当 ページ	第2章 推進計画改定の基本的な考え方 3 計画の基本的事項 (4) 食の安全安心の確保に関する施策（第3章）の体系図	
	変更前	変更後
P.13	2 健康被害の未然防止や拡大防止に関する施策の充実 (1) 情報の収集及び調査研究 ⑯食の安全安心を守る研究の推進	2 健康被害の未然防止や拡大防止に関する施策の充実 (1) 情報の収集及び調査研究 ⑯食の安全安心を守る研究の推進 <u>【H29.4.1削除】</u>

該当 ページ	第3章 食の安全安心の確保に関する施策 1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保 (2) 食品等の試験検査	
	変更前	変更後
P.22	⑧貝毒の監視（食の安全推進課・水産課・保健所・ <u>公衆衛生研究所</u> ・地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所）	⑧貝毒の監視（食の安全推進課・水産課・保健所・ <u>地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所</u> ・地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所）

該当 ページ	第3章 食の安全安心の確保に関する施策 1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保 (2) 食品等の試験検査	
	変更前	変更後
P.24	⑩大阪府食品衛生監視指導計画に基づく食品等の試験検査（食の安全推進課・保健所・食品衛生検査所・食肉衛生検査所・ <u>公衆衛生研究所</u> ）	⑩大阪府食品衛生監視指導計画に基づく食品等の試験検査（食の安全推進課・保健所・食品衛生検査所・食肉衛生検査所・ <u>地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所</u> ）

該当 ページ	第3章 食の安全安心の確保に関する施策 2 健康被害の未然防止や拡大防止に関する施策の充実 (1) 情報の収集及び調査研究	
	変更前	変更後
P.32	<u>取組のポイント</u> 監視指導や相談対応などを行う担当部署と <u>公衆衛生研究所</u> などの試験研究機関が、協力、連携して多様化する府民ニーズに対して効果的、効率的に対応します。	<u>取組のポイント</u> 監視指導や相談対応などを行う担当部署と <u>地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所</u> などの試験研究機関が、協力、連携して多様化する府民ニーズに対して効果的、効率的に対応します。
	⑱食中毒原因物質や化学物質などの食品への汚染実態調査（食の安全推進課・ <u>公衆衛生研究所</u> ）	⑱食中毒原因物質や化学物質などの食品への汚染実態調査（食の安全推進課・ <u>地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所</u> ）
	<u>府の取組ポイント</u> ⑲食の安全安心を守る研究の推進（ <u>公衆衛生研究所</u> ）	<u>府の取組ポイント</u> ⑲食の安全安心を守る研究の推進（ <u>公衆衛生研究所</u> ）【平成29年4月削除】 （平成29年4月から <u>府立公衆衛生研究所</u> ・ <u>市立環境科学研究所</u> が統合され独法化しました。） <u>府関連施設（地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所）の取組ポイント</u> ◎食の安全安心を守る研究の推進（ <u>地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所</u> ）
該当 ページ	第3章 食の安全安心の確保に関する施策 3 情報の提供の促進 (2) 正しく分かりやすい情報の提供	
	変更前	変更後
P.40	<u>府の取組ポイント</u>	<u>府関連施設（地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所）の取組ポイント</u>
P.41	⑳食の安全安心情報の発信（ <u>公衆衛生研究所</u> ） 府立公衆衛生研究所では引き続き、外部から見学者を受け入れ、食中毒予防啓発等の情報提供を行うとともに、 <u>公衛研ニュース</u> 、 <u>メールマガジン「かわら版@iph」</u> 及びホームページにより食品衛生を含めた幅広いテーマを府民にわかりやすく情報提供します。また、府民を対象とした公開セミナーを <u>大阪市と共同</u> で開催するとともに、食に関するイベント等における食の安全セミナーへも積極的に参加します。	⑳食の安全安心情報の発信（ <u>公衆衛生研究所</u> ）【平成29年4月削除】 （平成29年4月から <u>府立公衆衛生研究所</u> ・ <u>市立環境科学研究所</u> が統合され独法化しました。） ◎食の安全安心情報の発信（ <u>地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所</u> ） <u>大阪健康安全基盤研究所</u> では引き続き、外部から見学者を受け入れ、食中毒予防啓発等の情報提供を行うとともに、 <u>研究所の発行する情報誌やメールマガジン及びホームページ</u> により食品衛生を含めた幅広いテーマを府民にわかりやすく情報提供します。また、府民を対象とした公開セミナーを開催するとともに、食に関するイベント等における食の安全セミナーへも積極的に参加します。

該当ページ	第5章 資料等 5 食の安全安心に関するお問い合わせ先	
	変更前	変更後
P.64	<u>大阪府立公衆衛生研究所</u> 電話：06-6942-1321 Fax：06-6972-2393 HP： <u>http://www.pref.osaka.lg.jp/koushueisei/</u>	<u>地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所</u> 電話：06-6942-1321 Fax：06-6972-2393 HP： <u>未定</u>

○教育庁関連

該当ページ	第3章 食の安全安心の確保に関する施策 3 情報の提供の促進 (3) 知識の普及啓発	
	変更前	変更後
P.43	④第2次大阪府食育推進計画に基づく食育の推進（健康づくり課・関係室課） ウ 教育・保育分野 （ア）学校等における食育の推進（保健体育課・小中学校課・ <u>私学</u> ・ <u>大学課</u> ・子育て支援課）	④第2次大阪府食育推進計画に基づく食育の推進（健康づくり課・関係室課） ウ 教育・保育分野 （ア）学校等における食育の推進（保健体育課・小中学校課・ <u>私学課</u> ・子育て支援課）

該当ページ	第5章 資料等 4-1 食に関する危機管理マニュアル一覧	
	変更前	変更後
P.61	<u>府民文化部 私学・大学課</u>	<u>教育庁 私学課</u>
	<u>教育委員会</u> 保健体育課	<u>教育庁</u> 保健体育課

該当ページ	第5章 資料等 5 食の安全安心に関するお問い合わせ先	
	変更前	変更後
P.64	<u>府民文化部私学・大学課</u>	<u>教育庁私学課</u>
	<u>教育委員会事務局</u> 教育振興室保健体育課	<u>教育庁</u> 教育振興室保健体育課
	<u>教育委員会事務局</u> 市町村教育室小中学校課	<u>教育庁</u> 市町村教育室小中学校課

○他自治体関連

該当ページ	第4章 各施策の取組体制 2 国や地方自治体との連携	
	変更前	変更後
P.51	<u>食品衛生関係</u> <u>加えて、全国の自治体連携を目的とした「全国食品安全自治ネットワーク」への参加や、</u>	<u>削除</u>